

地域防災計画 災害時応援協定編 目次

1 一国および地方公共団体等との協定等

災害時における彦根地方気象台職員の滋賀県への派遣に関する取り決め (彦根地方気象台)	1
米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 (抄) (農林水産省)	4
災害時の応援に関する申し合わせ (国土交通省近畿地方整備局)	5
災害時等の応援に関する協定書 (中部9県1市)	6
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定 (関西広域連合構成団体)	18
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 (全国知事会)	30
岐阜県、三重県、奈良県、福井県、和歌山県との航空消防防災相互応援協定 (岐阜県、三重県、奈良県、福井県、和歌山県)	40
湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会広域避難の連携に関する基本協定書 (長浜市、米原市)	51
滋賀県立長浜ドーム避難所利用承諾書 (湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会)	53
地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書 (国土地理院)	55
災害時の人的支援等に関する協定書 (財務省近畿財務局)	62
中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書および運用要領 (中部9県)	65
防災映像情報の交換に関する協定 (大津市)	77
大規模災害時における施設の応急利用に関する協定 (長浜市)	79
大規模災害時における施設の応急利用に関する協定 (高島市)	83

2 一消防に関する協定

滋賀県広域消防相互応援協定書	88
滋賀県下消防団広域相互応援協定書	92

3 一通信に関する協定

災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定 (滋賀県警察本部)	95
災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定 (西日本旅客鉄道(株))	96
災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定 (東海旅客鉄道(株))	97
アマチュア無線による災害時応援協定 ((一社)日本アマチュア無線連盟滋賀県支部)	98

4 一報道・放送に関する協定等

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定 (日本放送協会、びわ湖放送、近畿放送、エフエム滋賀)	102
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定 (朝日放送、関西テレビ放送、毎日放送、読賣テレビ放送)	103
緊急警報放送の放送要請に関する覚書 (日本放送協会)	108
災害時等における報道要請に関する協定 (朝日新聞社、大阪讀賣新聞社、共同通信社、京都新聞社、産業経済新聞社、時事通信社、中日新聞社、日刊工業新聞社、日本経済新聞社、毎日新聞)	112
災害時等における報道要請に関する協定 (朝日放送、関西テレビ放送、毎日放送、読賣テレビ放送)	115

5 一帰宅困難者に対する支援に関する協定

災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書 (ワタミ(株))	117
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書 (各コンビニエンスストア、外食事業者等)	119
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書 (味の民芸フードサービス(株))	122
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書 ((株)サガミチェーン)	124
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書 ((株)オートバックスセブン)	126
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書 (損保ジャパン株式会社・AIRオートクラブ)	128

6 一物資調達に関する協定

災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定書 ((株)ファミリーマート)	129
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書 (滋賀県生活協同組合連合会)	131
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書 (合同会社 西友)	137
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書 ((株)平和堂)	143
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書 (ジャスコ(株)近畿カンパニー)	148
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書 ((株)近鉄百貨店草津店)	152
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書 ((株)ユーストア)	157
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)	162
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書 ((株)ローソン)	168
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書 ((株)セブン-イレブン・ジャパン)	174
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書 (富士産業(株))	180
災害時における飲料の提供協力に関する協定書 (三笠コカ・コーラボトリング(株))	186
災害時の燃料の供給および帰宅困難者支援に関する協定書 (滋賀県石油商業組合)	189
災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書 (石油連盟)	192
災害時における生活物資の供給協力に関する協定 ((株)カインズ)	194
大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定 (プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン (P&G))	197
災害時等における段ボール製品の供給等に関する協定書 (西日本段ボール工業協会)	201
災害時等における物資調達支援協力に関する協定書 (中島商事株式会社)	208
災害時における物資の調達および供給に関する協定書 (株式会社ファーストリテイリング)	214
災害救助における必要な物資の調達に関する協定書 (一般社団法人 滋賀フードトラック協会、一般社団法人 日本キッチンカー経営審議会)	217
災害救助における必要な物資の調達に関する協定書 (株式会社橋本クロス)	220
災害救助における必要な物資の調達に関する協定書 (東洋アルミエコープロダクツ株式会社)	223
災害用トイレ等に関する協定書 (スタートライト工業株式会社)	226

7 一人員輸送・物流に関する協定

災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定書 ((株)ノエビア)	233
災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書 (朝日航洋(株)、中日本航空(株)、四国航空(株)、アカギヘリコプター(株)、東邦航空(株)、学校法人ヒラタ学園)	243
災害時における物資等の輸送に関する協定書 ((一社)滋賀県トラック協会)	252
災害時における物流業務に関する協定書 ((一社)全国物流ネットワーク協会)	255
災害時における物資の保管等に関する協定書 (滋賀県倉庫協会)	258
災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定書 (滋賀県漁業協同組合連合会)	261
災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書 (琵琶湖汽船(株))	266
災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書 ((株)オーミマリン)	271
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 ((一社)滋賀県バス協会)	276
大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定 (関西広域連合、府県バス協会)	281
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 ((一社)滋賀県タクシー協会)	286
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 (社会福祉法人 高島市社会福祉協議会)	292
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 (特定非営利活動法人 外出支援ボランティアスマイル)	298
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 (社会福祉法人 米原市社会福祉協議会)	304
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 (特定非営利活動法人 友と遊)	310
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 (社会福祉法人 虹の会)	316
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 (特定非営利活動法人 アザレア掛橋コネクション)	322
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 (特定非営利活動法人 比叡平・陽だまりの会)	328
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 (特定非営利活動法人 またあした)	334
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 (社会福祉法人 ゆたか会)	340
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 (社会福祉法人 志賀福祉会)	346
災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 (一般社団法人大野木長寿村まちづくり会)	352
大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定 (トヨタL&F近畿株式会社 他5事業者)	358
災害時等における環境性能車両の提供に関する協定 (株式会社京滋マツダ)	364
大規模災害時等における車両提供に関する協定書 (トヨタレンタリース滋賀株式会社)	368
災害時等における物資の輸送・荷役等に関する協定 (一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク)	373
マリーナ施設等の利用に関する災害時応援協定 (ヤンマーコーポレーション株式会社)	377

8 医療・救助等に関する協定書

災害救助法による救助等に関する委託契約書 (日本赤十字社滋賀県支部)	384
災害時の医療救護活動に関する協定書 ((社)滋賀県医師会、滋賀県歯科医師会、滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県病院協会、県内災害拠点病院)	385
災害時における医薬品等の供給に関する協定書 (滋賀県医薬品卸協会)	389
災害時における医療ガス等の供給に関する協定書 (日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部京滋支部)	391
災害時における医療機器等の供給に関する協定書 (京都医療機器協会)	394
災害時における社団法人滋賀県柔道整復師会の協力に関する協定書 (滋賀県柔道整復師会)	397
災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書 (近畿臨床検査薬卸連合会)	402
原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定 (滋賀県放射線技師会、日本診療放射線技師会)	408
災害時における高齢者福祉施設等への支援に関する基本協定 (滋賀県老人福祉施設協議会)	413
災害時におけるはり師およびきゅう師の業務の提供に関する協定書 (滋賀県鍼灸師会)	416
災害時におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師およびきゅう師の業務の提供に関する協定書 (滋賀県鍼灸マッサージ師会)	418
大規模災害時の福祉避難所等における人的支援に関する協定 (一般社団法人 滋賀県介護福祉士会)	420
大規模災害時の福祉避難所等における人的支援に関する協定 (公益社団法人 滋賀県社会福祉士会)	422
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 (一般社団法人滋賀県保育協議会)	424
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 (滋賀県介護サービス事業者協議会連合会)	426
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 (滋賀県児童成人福祉施設協議会)	428
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 (社会福祉法人六心会内 滋賀県老人福祉施設協議会)	430
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣調整に関する協定 (社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会)	432
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 (公益社団法人滋賀県社会福祉士会)	434
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 (一般社団法人滋賀県介護福祉士会)	436
災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書 (公益社団法人滋賀県栄養士会)	438
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 (訪看ステーション連絡協議会)	440
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 (老健協)	442
滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 (ケアマネ協)	444

9 一住宅・生活支援に関する協定

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (プレハブ建築協会)	446
災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書 (滋賀県宅地建物取引業協会)	447
災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書 (全日本不動産協会滋賀県本部)	448
災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する協定書 (滋賀県生活衛生協会、滋賀県生活衛生営業指導センター)	454
災害時における相談業務の支援に関する協定 (滋賀自由業団体連絡協議会)	457
災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書 (住宅金融支援機構)	463
大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定書 (滋賀弁護士会)	465
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (全国木造建設事業協会)	470
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定 (府県宅地建物取引業協会)	471
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定 (全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会)	476
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定 (全日本不動産協会府県本部)	480
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 (滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合)	485
災害時における電動車両等の支援に関する協定 (滋賀三菱自動車販売株式会社)	488
災害時における住家被害認定調査等に関する協定書 (公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会)	492
災害時における被災した住宅の応急修理および障害物の除去に関する協定書 (滋賀県建築組合)	500

10－廃棄物に関する協定

災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書（滋賀県環境整備事業協同組合）	503
災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書（湖北清掃事業協同組合）	504
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書（滋賀県産業資源循環協会：旧滋賀県産業廃棄物協会）	505
災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書（滋賀県解体工事業協会）	510

11－葬祭用品等に関する協定

災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定書（ドライアイスメーカー会、全日本ドライアイスディーラー会）	514
災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定書（全日本冠婚葬祭互助協会）	520
災害時における棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等に関する協定書（滋賀県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会）	524

12－応急復旧活動に関する協定

災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県建設業協会）	530
災害時における応急対策活動への応援に関する協定書（滋賀県塗装工業協同組合）	536
災害時における滋賀県所管施設の緊急災害対策業務に関する協定書（全国地質調査業協会連合会関西地質調査業協会）	541
災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書（滋賀県建設業協会各支部）	547
災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県造園協会）	556
災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県電業協会）	562
災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県電気工事工業組合）	567
地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書（滋賀県下水管路維持協会）	572
災害時における水道施設の応急復旧の応援協定（滋賀県管工事業協同組合連合会）	579
災害時等における相互協力に関する協定書（西日本高速道路）	583
災害時等における相互協力に関する協定書（中日本高速道路）	590
自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定（日本下水道施設業協会）	597
災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書（滋賀県建築士会）	598
災害時における調査等の相互協力に関する協定（土木学会関西支部）	600
災害時における通行妨害車両等の排除活動等に関する覚書（日本自動車連盟関西本部滋賀支部）	604
災害時における応急活動への応援に関する協定（滋賀県道路建設協会）	608
災害時における水利等の供給支援協力に関する協定書（大津生コンクリート協同組合、湖東生コン協同組合、湖北生コンクリート協同組合）	613
災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書（滋賀県測量設計技術協会）	617
災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書（滋賀県建設コンサルタント協会）	624
災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括協定書（日本建設業連合会関西支部）	631
災害時における機械設備の応急業務に関する協定書（滋賀県空調衛生設備工業会）	637
滋賀県・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）	639
災害時における相互協力に関する協定書（（独）水資源機構琵琶湖総合開発総合管理所）	644
大規模断水時における情報供給および役割分担に係る協定書（（公社）日本水道協会 滋賀支部）	650
災害時等における滋賀県所管施設の灾害等緊急対策業務に関する協定書（滋賀県建築設計監理事業協同組合）	652
災害時等におけるクレーン等の供給に関する協定（（一社）全国クレーン建設業協会 滋賀支部）	659
自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定（滋賀県下水管路維持協会）	662
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（日本下水道管路管理業協会）	671
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（全国上下水道コンサルタント協会関西支部）	679
災害時等における水道水質検査業務に関する協定書（大津市企業局）	686
災害時等における資機材レンタルの協力に関する協定（株式会社アクティオ）	688

13－その他の災害対応に関する協定等

災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定（滋賀県警備業協会）	693
災害時における災害救助犬の出動に関する協定書（日本レスキュー協会）	697
緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定書（隊友会滋賀県隊友会）	700
災害時における被災動物救護活動に関する協定書（公益社団法人滋賀県獣医師会）	703
災害時におけるボランティア支援に関する協定書（ライオンズクラブ国際協会335複合地区）	707
災害時における被災地支援に関する協定書（日本青年会議所近畿地区協議会）	709
安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書（関西電力）	712
災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	714
災害時における外国人県民支援に関する協定（公益財団法人 滋賀県国際協会）	718
大規模広域災害時における連携・協力に関する協定（関西電力株式会社）	722
大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書（関西電力送配電株式会社）	725
大規模広域災害時における連携・協力に関する協定（西日本電信電話株式会社）	732
大規模広域災害時における連携・協力に関する協定（大阪ガス株式会社）	735
大規模災害時における施設の応急利用に関する協定（株式会社滋賀銀行）	738
災害時代替庁舎におけるレンタル資機材等の供給に関する協定（一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション）	742
大規模災害時における施設の応急利用に関する協定（高島市商工会）	748
災害時における災害救助犬の出動に関する協定（一般社団法人ジャパンケネルクラブ）	752

14－包括的連携に関する協定等

滋賀県と（株）セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）	761
滋賀県とイオン株式会社との包括的連携協定（イオン株式会社）	763
滋賀県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定（中日本高速道路株式会社）	765
滋賀県と西日本旅客鉄道株式会社との包括的連携協定（西日本旅客鉄道株式会社）	767
滋賀県と西日本高速道路株式会社との包括的連携協定（西日本高速道路株式会社）	769
滋賀県と株式会社ファミリーマートとの包括的連携協定（株式会社ファミリーマート）	771
滋賀県と株式会社ローソンとの包括的連携協定（株式会社ローソン）	773
滋賀県とヤマト運輸株式会社との包括的連携協定（ヤマト運輸株式会社）	775
滋賀県と株式会社平和堂との地域密着連携協定（株式会社平和堂）	777
滋賀県と大塚製薬株式会社との包括的連携協定（大塚製薬株式会社）	779
滋賀県と株式会社日本旅行との包括的連携協定（株式会社日本旅行）	781
滋賀県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との包括的連携協定（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）	783
滋賀県と三井住友海上火災保険株式会社との包括的連携協定（三井住友海上火災保険株式会社）	785
滋賀県と日産グループとの包括連携協定（滋賀日産自動車株式会社等）	787

大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定

滋賀県知事 三日月大造(以下「甲」という。)と長浜市長 浅見 宣義(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時等において、甲が乙の施設を応急使用することに關し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模地震等の発生、その他あらゆる事態によって滋賀県湖北合同庁舎が重大な被害を受けた場合において、甲が次条に規定する乙の施設を応急使用することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 応急使用の対象とする施設は、次のとおりとする。

長浜市役所湖北分庁舎(〒529-0341 長浜市湖北町速水 2745)のうち、以下の諸室

1階 大会議室

2階 大会議室、南西元執務スペース

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に応急使用の要請をする場合は、協力要請書(別記様式第1号)をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 前項の規定に基づき甲から乙に対し要請があった場合、乙は、乙の業務に重大な支障を来さないか判断のうえ、甲に対して速やかに協力の可否について回答するものとする。

(使用の条件)

第4条 甲は、施設を使用する場合、乙の指示に従うものとする。

2 施設の使用に伴う光熱水費および通信費については、甲が負担するものとする。

3 甲は、施設を使用したあとは、原状回復するものとする。

4 乙において原状回復した場合は、その費用は甲が負担する。

5 甲はその責に帰すべき事由により、乙に損害を与えたときはその損害を補償するものとする。

6 甲が使用中に発生した事故等については、乙は一切の責任を負わない。

7 甲が本協定に違反した場合、乙は施設の使用を中止させることができるものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する甲における連絡窓口は、第3条に基づく要請にあっては別表のとおりとする。

2 前項に定める連絡窓口については、年度始め等、年1回を目途に相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日の翌日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了時までに

甲乙いづれかが特段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年更新するものとする。以後、この例による。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項および本協定の運用に関し疑義を生じた事項について、その都度、甲と乙が協議して決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、各1通を保管する。

令和7年3月31日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

長浜市長 浅見 宣義

(別表)

第5条に基づく連絡窓口

甲(連絡窓口)	乙(連絡窓口)
<p>滋賀県長浜土木事務所 (〒526-0033 滋賀県長浜市平方町 1152-2) TEL:0749-65-6636 FAX:0749-62-5065</p>	<p>長浜市北部管理課 (〒529-0492 滋賀県長浜市木之本町木之本 1757-2 北部合同庁舎内) TEL: 0749-82-5900 FAX: 0749-82-3956</p>

別記様式第1号(第3条関係)

協 力 要 請 書

年 月 日

長浜市長 浅見 宣義 様

滋賀県知事 三日月 大造

「大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 対象施設

施設の名称

所在

2 使用目的

3 使用希望期間

4 使用を希望する範囲

5 備考

大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と高島市（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時等において、甲が乙の施設を応急使用することに關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生、その他あらゆる事態によって滋賀県高島合同庁舎または滋賀県高島健康福祉事務所が重大な被害を受けた場合において、甲が次条に規定する乙の施設を応急使用することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 応急使用の対象とする施設は、次のとおりとする。

旧安曇川デイサービスセンター（高島市安曇川町田中 555）（位置図は別紙のとおり）

（協力の範囲）

第3条 乙が甲に提供するのは、施設全体および机、イス等の対象施設内の備品とする。

（使用期間）

第4条 甲は、この協定に基づき乙の施設を使用した場合において、甲の施設機能が回復その他の事由により乙の施設を使用する必要がなくなったときは、速やかにその使用を中止し、原状に復して乙に返還するものとする。また、乙において原状回復した場合は、その費用は甲が負担する。

（要請の手続）

第5条 甲は、乙に応急使用の要請をする場合は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 前項の規定に基づき甲から乙に対し要請があった場合、乙は甲に対して速やかに協力の可否について回答するものとする。

（使用の条件）

第6条 甲は、施設を使用する場合、乙の指示に従うものとする。

2 施設の使用に伴う光熱水費については、甲が負担するものとする。

3 甲はその責に帰すべき事由により、乙に損害を与えたときはその損害を補償するものとする。

4 甲が使用中に発生した事故等については、乙は一切の責任を負わない。

5 甲が本協定に違反した場合、乙は施設の使用を中止させることができるものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する甲における連絡窓口は、第5条に基づく要請にあっては別表のとおりとする。

2 前項に定める連絡窓口については、年度始め等、年 1 回を目途に相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から、令和8年3月 31 日までとする。ただし、期間満了時までに甲乙 いずれかか特段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年更新するものとする。以後、この例による。

(協定の解除)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、予告なくこの協定を解除することができる。

- (1) 甲がこの協定に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙のほか、国または他の地方公共団体その他公共団体において公用または公共の用に供するためこの対象施設を必要とするとき。
- (3) 乙が対象施設を第三者と賃貸借契約または売買契約を締結するとき。
- (4) 乙が対象施設を解体するとき。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項および本協定の運用に関し疑義を生じた事項について、その都度、甲と乙 が協議して決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、各1通を保管する。

令和7年4月 1 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県

滋賀県知事 三日月 大造

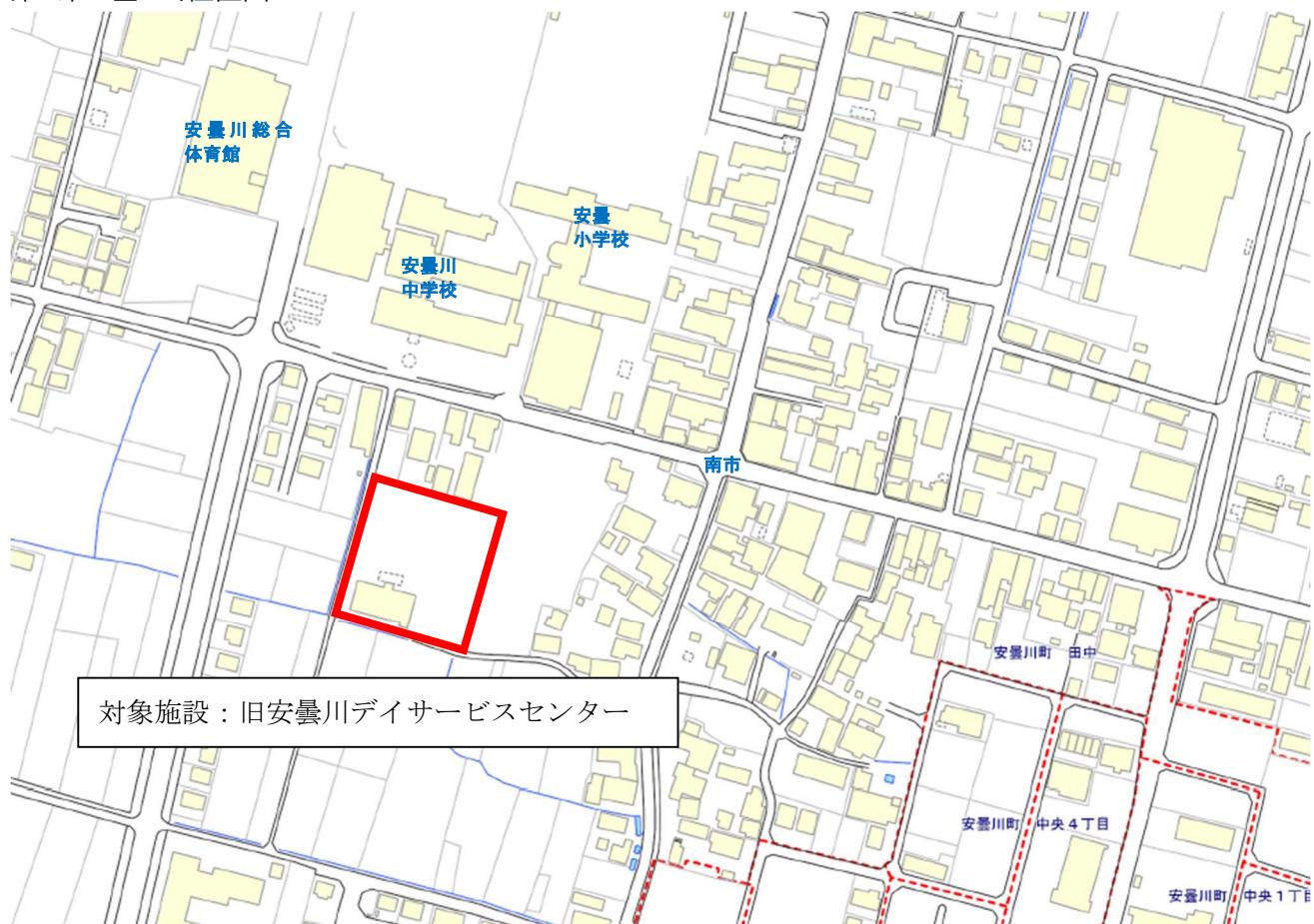
乙 滋賀県高島市新旭町北畠565番地

高島市

高島市長 今城 克啓

(別紙)

第2条に基づく位置図



(別表)

第7条に基づく連絡窓口

甲(連絡窓口)	乙(連絡窓口)
<p>滋賀県高島土木事務所経理用地課 (〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 1758) TEL:0740-22-6043 FAX:0740-22-6077</p> <p>滋賀県高島健康福祉事務所 (〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 448-45) TEL:0740-22-2525 FAX:0740-22-5693</p>	<p>高島市役所総務部行財政管理局行政管理課 (〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畠 565) TEL:0740-25-8112 FAX:0740-25-8101</p>

協 力 要 請 書

年 月 日

○○○○○○ 様

滋賀県知事 三日月 大造

「大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定」第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 対象施設

施設の名称

所在

2 使用目的

3 使用希望期間

4 使用を希望する範囲

5 備考

災害用トイレ等に関する協定書

令和7年7月15日

滋賀県

スタートライト工業株式会社

災害用トイレ等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）とスタートライト工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時および平常時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、災害時等の災害用トイレ等の提供や平常時に甲が実施する啓発活動等に関する支援協力を求めるにあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、乙の支援協力が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

（支援協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請できる内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における災害用トイレ等の提供および甲の指定する場所への運搬
- (2) 平常時に甲が実施する防災にかかる訓練、出前講座その他啓発活動等への乙からの人員派遣等の協力
- (3) その他、甲乙が協議の上、定める事項

（支援協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、速やかに対応するよう努めるものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第2条の規定による協力が必要であると判断したときは、乙に対しあらかじめ定める協力要請書（別記様式1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく支援を行うものとし、支援可能報告書（別記様式2号）により支援可能な内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の費用は、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、同条第1項第1号に基づき提供される災害用トイレ等の対価および運搬の費用については、災害発生の直前における価格を基準として、決定するものとする。

(支援報告)

第7条 乙は、支援終了後、完了報告書（別記様式第3号）により、速やかに甲に支援内容を報告するものとする。

(費用の支払)

第8条 乙は、第7条の規定による報告後、甲の認定を受けて第6条に定める費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく乙に支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書にて報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(情報の共有)

第10条 甲および乙は、この協定に基づく支援の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するものとする。

(損害補償)

第11条 この協定に基づく支援に従事した者の負傷、疾病、障害または死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、甲乙協議の上、決定する。

(第三者への損害賠償責任)

第12条 乙は、この協定に基づく業務中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙がこの協定に基づく業務の実施中に天災等自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(連絡体制の確認)

第13条 甲および乙は、災害時等にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。

2 前項に定める連絡体制については、年度始め等、年1回を目途に相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(取決めの見直し等)

第 14 条 甲および乙は、災害時等におけるこの協定の実行性を確保するため、年1回を目途に、取り決め内容を見直すものとする。

(疑義等の決定)

第 15 条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

(適用)

第 16 条 協定の有効期間は協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。以後、甲、乙のいずれかの申し出のない時は、この協定の有効期限を 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 7 月 15 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事

乙 大阪府大阪市旭区大宮四丁目 23 番 7 号
スター ライト 工業 株式 会社
代表 取締役 社長

協力要請書

年 月 日

スター・ライト工業株式会社

様

滋賀県

「災害用トイレ等に関する協定書」第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項

【担当者】

所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：

支援可能報告書

年 月 日

滋賀県知事 様

スターライト工業株式会社
代表取締役社長

「災害用トイレ等に関する協定書」第5条第2項の規定に基づき、支援可能状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項

【担当者】

所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：

完了報告書

年 月 日

滋賀県知事様

スターライト工業株式会社
代表取締役社長

「災害用トイレ等に関する協定」第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 支援協力期間
- 2 支援内容（トイレの種類・人員等）
- 3 責任者の氏名・連絡先
- 4 その他必要な事項

【担当者】
所属：
職氏名：
電話番号：
FAX：
E-mail：

災害時における住家被害認定調査等に関する協定書

令和7年8月20日

滋賀県

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会

災害時における住家被害認定調査等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、滋賀県域において大規模災害が発生した場合等（以下「災害時等」という。）における、甲および滋賀県内の市町（以下「市町」という。）が実施する災害対応等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し、支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 甲が乙に要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- （1）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく調査方法や調査体制等に係る技術的な助言
- （2）市町が実施する住家の被害認定調査業務
- （3）市町の職員等を対象とする住家被害認定調査に関する研修の実施（平時において開催する研修等を含む）
- （4）その他、甲が必要と認める活動

（協力要請の方法）

第3条 甲は、前条の支援が必要と認めるときまたは市町から甲に対して前条の支援にかかる要請があったときは、第1号様式により書面で乙に対して支援協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等書面による要請が困難な場合は、電話等の通信手段または口頭により要請できるものとし、その場合は事後速やかに書面を乙に提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに上部団体である公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会並びに一般社団法人近畿不動産鑑定士協会連合会と連携のうえ、乙の会員等を動員することとし、第2号様式により書面で甲に協力体制を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合等書面による報告が困難な場合は、電話等の通信手段または口頭により報告できるものとし、その場合は事後速やかに書面を甲に提出するものとする。

- 2 乙は甲の要請に基づき業務に従事した場合、その活動内容について、活動終了後速やかに第3号様式により書面で甲に報告するものとする。
- 3 市町からの要請により、甲が乙に対し支援協力を要請した場合において、甲

は前2項の報告を受けたときは、速やかに当該市町に通知するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条に定める支援協力の実施に要する経費に関しては、次の各号のとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げる業務を実施するための乙の会員の派遣に関する経費は、甲の負担とし、日当および交通費については下記のとおりとする。

日当	設計業務委託技術者単価(国土交通省)に定める測量業務(測量主任技師)の基準日額とする
交通費	実費

(2) 第2条各号に掲げる業務を実施するに当たり会場の使用料等が生じる場合は、甲の負担とする。

2 経費の負担について、前項によりがたいときは、甲および乙が協議して定めものとする。

(損害補償)

第6条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定に基づき実施する支援協力活動において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これについては、当該活動を終了した後も同様とする。

(連絡体制の確認)

第8条 甲および乙は、災害時等にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。

2 前項に定める連絡体制については、年度始め等年1回を目途に第4号様式により相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度相互に連絡するものとする。

3 乙は、前項の内容に加え、支援協力に関する乙の組織図および会員名簿、その他必要と認められるものについて、併せて報告するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲および乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定を締結するため、本協定書2通を作成し、甲および乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月20日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

乙 滋賀県大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビル10階
公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会 会長

応援協力要請書

年 月 日

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
会長

様

滋賀県知事

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり応援協力を要請します。

記

1 応援協力の内容

2 応援協力を必要とする場所

3 応援協力を要請する期間

4 応援協力を要請する人数

5 その他必要な事項

【問合せ先】

所属:

担当:

電話:

FAX:

E-mail :

協 力 体 制 報 告 書

年 月 日

滋賀県知事

様

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
会長

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第4条第1項の規定に基づき、次のとおり協力体制を報告します。

記

1 応援協力期間

2 対応可能人数

3 現地対応責任者の氏名・連絡先

4 その他必要な事項

【問合せ先】

所属：

担当：

電話：

FAX：

E-mail :

業 務 報 告 書

年 月 日

滋賀県知事

様

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
会長

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第4条第1項に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 応援協力期間

2 対応人数

3 現地対応責任者の氏名・連絡先

4 応援業務の内容

5 その他必要な事項

【問合せ先】

所属:

担当:

電話:

FAX:

E-mail :

別記様式第4号(第8条関係)

連絡責任者届

【滋賀県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話(FAX)	
携帯	
E-mail	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話(FAX)		
携帯		
E-mail		

3 勤務時間および休日

・勤務時間 :

・休日 :

【公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話(FAX)	
携帯	
E-mail	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話(FAX)		
携帯		
E-mail		

3 勤務時間および休日

・勤務時間 :

・休日 :

災害時における被災した住宅の応急修理および障害物の除去に関する協定書

滋 賀 県

滋賀県建築組合

災害時における被災した住宅の応急修理および障害物の除去に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づく災害時における被災した住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）および被災した住宅の障害物の除去（以下「障害物の除去」という。）の実施に関して、滋賀県（以下「甲」という。）が滋賀県建築組合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 応急修理 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第7号に規定するものをいう。
- (2) 障害物の除去 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に規定するものをいう。
- (3) 応急修理業者 乙の組合員であって応急修理を行おうとする者をいう。
- (4) 障害物の除去業者 乙の組合員であって障害物の除去を行おうとする者をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、応急修理および障害物の除去の実施に当たっては、被災後速やかに、住宅の被災状況、応急修理および障害物の除去の実施方針その他必要な事項を乙に連絡し、協力要請を行うものとする。なお、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、被災後も対応可能な応急修理業者および障害物の除去業者のあっせんその他必要な協力について、可能な限り協力するものとする。

(応急修理および障害物の除去)

第5条 応急修理業者は、甲（甲が応急修理を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条において同じ。）の指示に従い応急修理を行うものとする。

2 障害物の除去業者は、甲（甲が障害物の除去を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条において同じ。）の指示に従い障害物の除去を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 応急修理業者および障害物の除去業者が前条の応急修理および障害物の除去に要した費用（別途定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県土木交通部
住宅課、乙においては滋賀県建築組合とする。

(名簿の提供)

第8条 乙は、応急修理および障害物の除去に係る業務担当者名簿および乙の組合
員（応急修理および障害物の除去を行うことができる者に限る。）の名簿を毎年
1回甲に提供するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、1年間とする。ただし、この
協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終
了の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議
のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は令和7年12月24日から適用する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲および乙が署名の上、各自その1
通を保有する。

令和7年12月24日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造（署名）

乙 滋賀県大津市中央三丁目3番29号

滋賀県建築組合
組合長 富田 忠夫（署名）

大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社滋賀銀行（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時等において、甲が乙の施設を応急使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生、その他あらゆる事態によって甲の施設が重大な被害を受けた場合において、甲が次条に規定する乙の施設を応急使用することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 応急使用の対象とする施設は、次のとおりとする。

滋賀銀行体育館（〒520-0812 大津市木下町14番8）

滋賀銀行旧マキノ代理店（〒520-1821 高島市マキノ町沢1401番1）

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に応急使用の要請をする場合は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 前項の規定に基づき甲から乙に対し要請があった場合、乙は甲に対して速やかに協力の可否について回答するものとする。

（使用の条件）

第4条 甲は、施設を使用する場合、乙の指示に従うものとする。

2 施設の使用に伴う光熱水費、通信費および警備会社の臨時費用（開閉等）については、甲が負担するものとする。

3 甲は、施設を使用したあとは、原状回復するものとする。

4 乙において原状回復した場合は、その費用は甲が負担する。

5 甲はその責に帰すべき事由により、乙に損害を与えたときはその損失を補償するものとする。

6 甲が使用中に発生した事故等については、乙は一切の責任を負わない。

7 甲が本協定に違反した場合、乙は施設の使用を中止させることができるものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する甲における連絡窓口は、第3条に基づく要請にあっては別表のとおりとする。

2 前項に定める連絡窓口については、年度始め等、年1回を目途に相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から、令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了時までに甲乙いずれかが特段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間更新するものとする。以後、この例による。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲および乙は、自己または自己の役員が反社会的勢力(滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)第2条における暴力団、暴力団員、暴力団員等)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。

2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 齧迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いた信用毀損または業務妨害
- (3) その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲および乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知をすることなく、直ちに本協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項および本協定の運用に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、各1通を保管する。

令和7年3月31日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市浜町1番38号

株式会社 滋賀銀行

代表取締役 久保田 真也

別表

第5条に基づく連絡窓口

応急使用の対象施設	甲(連絡窓口)	乙(連絡窓口)
滋賀銀行体育館	滋賀県総務部総務課 (〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号) TEL:077-528-3113 FAX:077-528-4811	滋賀銀行総務部管財グループ (〒521-8686 滋賀県大津市浜町1番38号) TEL:077-521-2255 FAX:077-521-2863
滋賀銀行旧マキノ代理店	滋賀県高島土木事務所経理用地課 (〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津1758) TEL:0740-22-6043 FAX:0740-22-6077 滋賀県高島健康福祉事務所 (〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津448-45) TEL:0740-22-2525 FAX:0740-22-5693	滋賀銀行総務部管財グループ (〒521-8686 滋賀県大津市浜町1番38号) TEL: 077-521-2255 FAX: 077-521-2863

協 力 要 請 書

年 月 日

株式会社滋賀銀行 様

滋賀県知事 三日月 大造

「大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 対象施設

施設の名称

所在

2 使用目的

3 使用希望期間

4 使用を希望する範囲

5 備考

災害時代替庁舎におけるレンタル資機材等の供給に関する協定

滋賀県(以下「甲」という。)と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション(以下「乙」という。)とは、滋賀県内に震災、風水害、その他の災害が発生し(以下「災害時」という。)、県庁舎等が重大な被害を受け、代替庁舎において業務を遂行する場合において必要な資機材等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時における乙の甲に対する資機材等の供給に係る協力に関して必要な事項を定めることにより、甲の本庁舎または地方合同庁舎等の代替庁舎における非常時優先業務等の円滑な遂行を図り、県民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力内容)

第2条 甲が災害時代替庁舎において資機材等を必要とする場合に、甲は乙に対して次の内容について協力を要請することができる。

- (1) 資機材等の調達
- (2) 資機材等の搬入・設置
- (3) 資機材等の撤去・搬出

(協力要請)

第3条 甲は、災害時代替庁舎において、資機材等の調達が必要であると判断したときは、場所、品名、数量、その他必要事項を記載した書面(様式1号)により、乙に対し、資機材等の供給を要請する。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話その他の方法により要請できるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、資機材等の優先的な供給について積極的に協力するものとする。

(引き渡し)

第4条 資機材等の引渡し場所は、別途定める代替庁舎候補とし、甲は、当該場所へ職員または甲の指定する者を派遣し、当該引渡し場所で、品名、数量等を確認の上受領する。

2 前項に掲げる場合において、乙は自らまたは乙が指定する者(以下「運搬指定者」という。)が当該引渡し場所まで資機材等を運搬するものとする。ただし、乙および運搬指定者のいずれもがやむを得ない事情により運搬することができないときは、甲または甲が指定する者が運搬するものとする。

3 乙は前項の業務が終了したときは、書面(様式2号)により甲へ報告する。

(保管)

第5条 甲は、乙より資機材等の供給を受けたときは、善良な管理者の注意をもって保管する。

(返却)

第6条 甲は、資機材等を用いた災害時対応が終了した場合は、返却する品名、数量、その他必要事項を記載した書面により、乙に対し、資機材等の撤去、搬出を依頼する。

(費用負担)

第7条 乙が第2条の規定による協力内容に関し要した費用(原則、人件費を除く)は、原則として甲が負担する。その場合、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、資機材等の引渡し後、費用の明細書を作成し、甲に費用を請求する。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から前条の請求があった時は、その内容を確認の上、乙に費用を支払う。

(情報交換)

第10条 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制および資機材等の供給等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等への参加)

第11条 甲は、本協定を円滑に機能させるため、甲が実施する防災訓練等に、乙の参加を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第12条 甲および乙は、相互の連絡、情報交換等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、書面(様式3号)にて相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の連絡責任者に変更が生じたときは、その都度報告を行う。

(損害の負担)

第13条 甲が乙による供給を受けた後、撤去されるまでに資機材等に損害が生じた場合は、その賠償の責について甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙による協力業務中に資機材等に損害が生じた場合は、その賠償の責について乙が負担するものとする。

(協定期間)

第14条 本協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がない場合は、更に1年間延長され、以降この例によるものとする。

(協議)

第15条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月31日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県知事 三日月 大造

乙 東京都港区芝5丁目29番20号

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション
代表理事 梅木 孝治

年 月 日

災害時における資機材等の供給要請書

一般社団法人
ジャパン・レンタル・アソシエーション
代表理事 梅木 孝治 様

滋賀県知事 ○○ ○○

災害時における資機材等の供給に関する滋賀県と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーションとの協定第2条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

担当者	所属 氏名 連絡先
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 時 分
供給を要請する理由	
供給を必要とする資機材等の品名、規格および数量	品名 規格 数量
供給を必要とする場所	住所
供給を必要とする期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

災害時における資機材等の供給報告書

滋賀県知事 ○○ ○○ 様

一般社団法人
 ジャパン・レンタル・アソシエーション
 代表理事 梅木 孝治

災害時における資機材等の供給に関する滋賀県と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーションとの協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

担当者	所属 氏名 連絡先
供給した資機材等の品名、規格および数量	品名 規格 数量
供給した場所	住所
供給する期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

様式3号（第11条関係）

協定	災害時における資機材の供給に関する協定書
----	----------------------

締結日	
本票更新日	

名称	一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション					No.			
優先順	所 属	役職	氏 名	カナ氏名	電話 ①	電話 ②	FAX	e-mail	
1									
2									
3									
4									
5									

名称	滋賀県								
優先順	所 属	役職	氏 名	カナ氏名	電話 ①	電話 ②	FAX	e-mail	
1									
2									
3									
4									
5									

大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定

滋賀県知事 三日月 大造(以下「甲」という。)と高島市商工会 会長 福田 久司(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時等において、甲が乙の施設を応急使用することに關し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模地震等の発生、その他あらゆる事態によって滋賀県高島合同庁舎または滋賀県高島健康福祉事務所が重大な被害を受けた場合において、甲が次条に規定する乙の施設を応急使用することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 応急使用の対象とする施設は、次のとおりとする。

高島市商工会北部センター(〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 175 番地)のうち、以下の諸室
2階 大会議室、中会議室

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に応急使用の要請をする場合は、協力要請書(別記様式第1号)をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 前項の規定に基づき甲から乙に対し要請があった場合、乙は甲に対して速やかに協力の可否について回答するものとする。

(使用の条件)

第4条 甲は、施設を使用する場合、乙の指示に従うものとする。

2 施設の使用に伴う光熱水費および通信費については、甲が負担するものとする。

3 甲は、施設を使用したあとは、原状回復するものとする。

4 乙において原状回復した場合は、その費用は甲が負担する。

5 甲はその責に帰すべき事由により、乙に損害を与えたときはその損失を補償するものとする。

6 甲が使用中に発生した事故等については、乙は一切の責任を負わない。

7 甲が本協定に違反した場合、乙は施設の使用を中止させることができるものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する甲における連絡窓口は、第3条に基づく要請にあっては別表のとおりとする。

2 前項に定める連絡窓口については、年度始め等、年1回を目途に相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から、令和8年3月 31 日までとする。ただし、期間満了時までに甲乙いずれかが特段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年更新するものとする。以後、この例による。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項および本協定の運用に関し疑義を生じた事項について、その都度、甲と乙が協議して決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、各1通を保管する。

令和7年3月31日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県高島市安曇川町田中 89

高島市商工会 会長 福田 久司

(別表)

第5条に基づく連絡窓口

甲(連絡窓口)	乙(連絡窓口)
<p>滋賀県高島土木事務所経理用地課 (〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 1758) TEL:0740-22-6043 FAX:0740-22-6077</p> <p>滋賀県高島健康福祉事務所 (〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 448-45) TEL:0740-22-2525 FAX:0740-22-5693</p>	<p>高島市商工会 (〒520-1217 滋賀県高島市安曇川町田中 89) TEL: 0740-32-1580 FAX: 0740-32-3340</p>

別記様式第1号(第3条関係)

協 力 要 請 書

年 月 日

高島市商工会 会長 福田 久司 様

滋賀県知事 三日月 大造

「大規模災害時等における施設の応急利用に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 対象施設

施設の名称

所在

2 使用目的

3 使用希望期間

4 使用を希望する範囲

5 備考

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

滋 賀 県

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）は、滋賀県内において地震災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、文書により災害救助犬の出動を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着の予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害の現場においては、第1条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能になったときとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、甲の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動または捜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次のとおりとする。

（1）甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月25日滋賀県条例第10号）」の規定に準じてその損害を補償する。

（2）乙が負担するもの

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。以後、甲、乙のいずれかの申し出のない時は、この協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲および乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年10月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

滋賀県知事

乙 東京都千代田区神田須田町1丁目5番地

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

滋 賀 県

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における災害救助犬の出動に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

(出動要請、協議等)

第2条 甲は、協定第1条の規定により乙に出動要請を行うときは、様式第1号により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

ただし、乙との連絡が困難な場合は、乙に属する公認災害救助犬育成訓練所所長に対して直接要請が出来るものとする。この場合において甲が乙への連絡が可能となったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

- (1) 災害の状況及び出動を要請する理由
- (2) 出動を要請する期間
- (3) 出動を希望する区域
- (4) 現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先
- (5) その他捜索活動に必要な事項

(出動)

第3条 乙は、協定第1条の出動要請を受け、出動体制が整ったときは、速やかに様式第2号により次の各号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 出動責任者の氏名、連絡先
- (2) 出動人員及び災害救助犬の頭数
- (3) 出動時間及び現場到着予定時間
- (4) その他必要な事項

(捜索活動状況の報告)

第4条 乙は、捜索活動を終了したときは、甲に対して、様式第3号により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 捜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数及び出動車両等
- (2) 活動内容及び活動時間
- (3) その他必要な事項

(費用の請求及び支払い)

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用の実費を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第6条 乙は、協定第5条に基づき甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(連携活動等)

第7条 甲乙両者は、相互に救助活動における連携活動のあり方を研究するとともに、協定第6条の訓練を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この実施細目に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定める。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自そ
の1通を所持する。

令和7年10月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 東京都千代田区神田須田町1丁目5番地

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長 森崎 隆弘

(様式1)

第 号

年 月 日

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長 様

滋賀県知事

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係わる出動要請書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定第1条により、出動要請します。

災害の状況及び出動を 要請する理由			
出動を要請する期間			
出動を希望する区域			
現場指揮者の 所属、職、氏名 及び連絡先	所 属		
	職		
	氏 名		
	連絡先		
その他必要な事項			

(様式2)

年 月 日

滋賀県知事 様

住所

団体名

代表者名

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る出動体制

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第3条により、出動体制を連絡します。

出動責任者 の氏名、連絡 先	氏名	
	連絡先	
出動人員		
災害救助犬の頭数		
出動時間		
現場到着予定時間		
その他必要な事項		

(様式3)

年 月 日

滋賀県知事 様

住所

団体名

代表者

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係わる活動報告書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第4条により、災害救助犬の出動に係わる活動内容を、次のとおり報告します。

活動年月日	出動部隊	活動時間	活動内容
年月日	救助犬頭 指導手人 車輛台	時 分 ～ 時 分	時間 分
年月日	救助犬頭 指導手人 車輛台	時 分 ～ 時 分	時間 分
年月日	救助犬頭 指導手人 車輛台	時 分 ～ 時 分	時間 分
年月日	救助犬頭 指導手人 車輛台	時 分 ～ 時 分	時間 分

* 活動時間欄は、出動から帰宅までの時間（現地に宿泊する場合は活動終了時間）とする。